

松江市から転出される方へ

(問い合わせ先) 松江市役所市民課届出係 TEL0852-55-5253

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、必ず転入の手続きをしてください。正当な理由がなく届出をされないときは住民登録がなくなるばかりでなく、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

(新住所で転入届の手続きに必要なもの) (詳しくは新住所地へご確認ください)

- ☐ 転出証明書 (個人番号カードを使って転入する場合は不要)
- ☐ 転入者全員分の個人番号カード (お持ちの方のみ)
- ☐ 在留カード又は特別永住者証明書 (外国人のみ)
- ☐ 届出人の印鑑
- ☐ 届出人の本人確認書類 (運転免許証・旅券・在留カード他)

(国外へ転出された方が帰国されて転入の届出をされる場合)

- ☐ 旅券 ※本籍地以外に転入の方は、戸籍謄本 (又は、抄本)・戸籍の附票の写しが必要です。
- ※転出をとりやめた場合は、速やかに転出証明書と本人確認書類をお持ちになり、転出取り消しの手続きをしてください。(転出予定年月日によっては、取り消しできない場合があります)

●松江市での転出の主な手続きは下記の案内を参考にし、各窓口でお尋ねください。

項目	松江市での手続き・担当課	手続きの窓口	新住所での手続き
印鑑登録をされている方	転出予定日で登録が抹消されます。 市民課 TEL 5 5 - 5 2 5 3	③ 市民課 (届出窓口)	※必要があれば、新住所地で新たに印鑑登録してください。
市立の小・中・義務教育学校の児童・生徒	転退学通知書(届出窓口でお渡しします)を今までの学校に提出し、転校に必要な書類を受け取ってください。 教育委員会 学校教育課 (新庁舎2階北エリア③番窓口) TEL 5 5 - 5 4 1 6		※今までの学校で受け取った書類を、転校先の学校へ提出してください。
公園墓地・南北霊苑をご使用の方	詳しくは、窓口へお尋ねください。 市民課 TEL 5 5 - 5 2 5 2	⑥ 市民課	
後期高齢者医療の被保険者	資格確認書・口座番号のわかるものをお持ちのうえ、手続きをしてください。 保険年金課 TEL 5 5 - 5 3 2 5	⑦ 保険年金課	※資格確認書の交付を受けてください。(県外へ転出される方は「負担区分等証明書」を窓口へお渡しください)
国民健康保険加入者	資格確認書・本人及び世帯主の個人番号(マイナンバー)が確認できるものをお持ちのうえ、資格喪失の手続きをしてください。 ※学生の方が進学のために転出される場合は、学生証または在学証明書をお持ちください。 保険年金課 TEL 5 5 - 5 2 6 3	⑨ 保険年金課	※加入手続きをしてください。
海外へ転出される国民年金加入者	資格喪失または任意加入の手続きをしてください。		
しまね子育て応援パスポート「こころ」	県外へ転出の場合は返還の手続きをしてください。	⑪ 子育て給付課	※新住所地の窓口でお尋ねください。
児童手当	受給事由消滅届を提出してください。 お子様と別居するなど養育関係に変更があった時も手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		・請求者名義の口座のわかるもの ・請求者の保険情報のわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど) ※一部対象者のみ ・請求者及び配偶者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ・お子様の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(お子様が新住所とは別の市町村におられる場合)

	項目	松江市での手続き・担当課	手続きの窓口	新住所での手続き
	子ども医療	資格喪失届を提出してください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6	⑪ 子育て給付課	※市区町村により手続きが異なります。事前に新住所地へお問い合わせください。
	未熟児養育医療	窓口で手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		※引き続き入院する場合は、事前に新住所地で申請が必要です。
	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	窓口で手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		※事前に新住所地の窓口でお尋ねください。
	福祉医療（ひとり親）	資格喪失届を提出してください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 3 5		※市区町村により手続きが異なります。事前に新住所地へお問い合わせください。
	児童扶養手当の受給資格者	転出の手続きが必要です。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 3 5		※事前に新住所地の窓口でお尋ねください。
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	住所変更の手続きをしてください。 （貸付中の方は、辞退の手続きをしてください。） 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 9 4 2		※事前に新住所地の窓口でお尋ねください。
	保育所・幼稚園等に在籍の児童	退所届・退園届を在籍施設に提出してください。 市外転出後も引き続き当該施設の利用を希望する場合は、広域入所（広域利用）の手続きが必要となりますので、事前にご連絡ください。 保育所幼稚園課 TEL 5 5 - 5 3 1 2	⑫ 保育所幼稚園課	※新住所地の窓口でお尋ねください。
	施設等利用給付認定を受けている児童	施設等利用給付認定の有効期間中に市外転出した場合は認定取消となりますので、事前にご連絡ください。 保育所幼稚園課 TEL 5 5 - 5 3 1 2		※新住所地の窓口でお尋ねください。
	介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証・口座番号のわかるものをお持ちのうえ、手続きをしてください。 介護保険課 TEL 5 5 - 5 9 3 0	⑭ 介護保険課	※新住所地の窓口でお尋ねください。
	特別児童扶養手当の受給者	県外転出の場合は、手続きが必要です。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5	⑮ 障がい者福祉課	※新住所地の窓口でお尋ねください。
	福祉医療（重度障がい）	資格喪失届を提出してください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5		※市区町村により手続きが異なります。事前に新住所地へお問い合わせください。
	障がい福祉サービス及び松江市地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	障がい福祉サービス及び松江市地域生活支援事業受給者証を持って手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 0 5 4		※新住所地の窓口でお尋ねください。
	障がい者等優待ICOCAをお持ちの方	障がい者等優待ICOCAをお持ちのうえ、返還の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5		
	緊急消防ファクシミリ（聴覚障がい者用）をお使いの方	転出予定日をお知らせください。 障がい者福祉課 FAX 5 5 - 5 3 0 9		※新住所地の窓口でお尋ねください。
	住民税について	1月1日を基準日として、その年度分を課税しますので、それ以後に転出された場合には松江市へ納税していただくことになります。 ⑳市民税課 TEL 5 5 - 5 1 5 1		
	松江市に固定資産をお持ちの方	納税通知書等を転出先住所以外にお送りすることを希望される方は固定資産税課にご連絡ください。また、 <u>国外へ転出される場合</u> や、転出後さらに住所変更される場合はお知らせください。なお、3月、4月、5月に転出される場合、納税通知書等を転出前の住所にお送りすることがありますので、固定資産税課までお越しください。 ㉑固定資産税課 TEL 5 5 - 5 6 4 6		

	項目	松江市での手続き・担当課	手続きの 窓口	新住所での手続き
	上下水道 について	引っ越しされる5日前までに上下水道局お客さまセンターまでご連絡ください。 お客さまセンター TEL 55-4888（代表） HP「松江市上下水道局 各種手続き」で検索 なお、宍道町から転出される方は、斐川宍道水道企業団までご連絡ください。 斐川宍道水道企業団 TEL(0853)72-8215 HP「斐川宍道水道企業団 各種届出」で検索		
	ガス について	ガス供給元(会社)をご確認のうえ、そちらへご連絡ください。 供給元が松江市ガス局の場合、転出される5日前までに「ガスご使用量のお知らせ」に記載されている10桁のお客様番号をお知らせください。 松江市ガス事業は令和8年4月1日に松江エナジープラス（株）に事業譲渡されます。 連絡先は下記のとおりです。 令和8年3月31日までは松江市ガス局 令和8年4月1日以降は松江エナジープラス（株）		
	県営住宅・ 市営住宅 入居者	全員が転出される場合も、一部が転出される場合も手続きが必要です。 島根県住宅供給公社 TEL 22-3400		